

等の労災認定の基準に関する専門検討会報告、精神障害の労災認定実務要領を参考にしよう、通達に明記すること。

- (2) 学校や地方自治体では、民間以上に深刻なパワーハラスメントの相談が多い実情に照らし、精神障害については、被災職員の聴取を、外部の専門家(医師や厚生労働省職員のように、法的に守秘義務のある者)を臨時雇用するなどして対応すること。特に、療養中の請求人からの聴取に当たっては、労災における精神障害の労災認定実務要領に沿って、適切に行うこと。

3 石綿疾患について

厚生労働省『石綿はくろ歴把握のための手引』石綿に関する作業・類型20「吹きつけ石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(教員その他)」を踏まえ、教員の中皮腫などを積極的に公務災害認定すること。

4 腰痛について

腰痛の認定基準については、最高裁判決を踏まえて腰痛を起こしやすい業務を把握して、抜本的に見直すこと。

5 指曲がり症について

- (1) 過去の公務災害裁判の判決に従い、指曲がり症の認定基準を改正すること。
- (2) 指曲がり症の障害認定に当たっての考え方を撤回し、通常の障害等級認定基準を適用すること。
- (3) 地方公務災害補償基金川崎支部審査会において、原処

分が取り消され、障害等級6級と認められたという裁決内容を障害認定に取り入れること。

6 軽度外傷性脳損傷について

体系的な神経学的検査により外傷性脳損傷と確定診断された場合、公務上認定すること。

7 審査請求について

- (1) 処分庁が提出した書類や審査書類について審査請求人及び審査請求代理人が閲覧だけでなく保有個人情報開示できることを広く周知すること。

- (2) 審査会の審理の議事録を作成し、請求人、代理人が閲覧、謄写できるようにすること。

建具職人の退職後の肺がん

福島●必要な退職後のフォローアップ

2010年2月、福島で行われた福島建設ユニオン主催の二次診療で、肺がんで亡くなったAさんの息子さんが相談に来られた。

Aさんは長年福島市内で建具店を開き、建具職人として働いてきた。2009年10月、体調を崩し市内の病院に入院しましたが、肺がんと診断され亡くなった(84歳)。

息子さんが持参した胸部レントゲン写真では石綿肺の所見があり、またCTフィルムでも胸膜プラークが確認された。話をうかがうと、肺がんで急死される5~6年前ら、肺線維症、慢性気管支炎と診断され短期間の入院を繰り返されていることがわかった。おそらく石綿肺に合併した続発性気管支炎のような症状が続いていたものと考えられた。

息子さんと相談して、福島労働基署に遺族補償一時金と葬祭

料の請求をすることになった。Aさんは現役を退き組合を辞められたあとに、石綿関連肺がんを発症されている。父親のように仕事を辞めたあと石綿関連疾患を発症する建設職人も少なくないのではないかと。息子さんは、職業病と気づかず苦しんでいる人々に役立てばとの思いから、労災申請に取り組みたいと言われた。

福島市内のAさんのご自宅にうかがい、息子さんと職歴などをまとめる作業を行った。Aさんは1945年から建具店で仕事を始め、61年に独立。建具職人として、主に建具の製造、組立、加工、建物の収支、解体、撤去の作業をしていた。Aさんの仕事仲間であった方にも、現役時代のAさんの仕事内容や石綿曝露との関係についての証言を書面にいただいた。

2010年12月、Aさんの主治医

と面談し、石綿関連肺がんで労災申請することに協力を求め、福島労基署に遺族補償の請求を行った。

石綿曝露歴と石綿肺及び胸膜ブランクの所見があるため、労災認定は難しくないと考えられた。しかし、福島労基署の調査は長引いた。どうも福島のじん肺診査医がAさんの石綿曝露歴の再調査を求めているようだった。Aさんの仕事仲間だった職人にも聞き取り調査をしていた。たびたび息子さんとも連絡をとり、また福島労基署の調査官にも電話で調査の進捗状況を確認した。

そして今年2月、やっと業務上認定を知らせる支給決定通知が息子さんのところに届いた。

福島労基署が労災請求から決定まで1年以上もかかったこ

とは職務怠慢のそしりを免れない。労災認定基準に照らしても、Aさんの肺がんを石綿関連肺がんとして認定することに何の問題もない。建設職人のじん肺・アスベスト関連疾患の労災に不慣れな労基署の対応に対して厳しく改善を求めなければならない。

Aさんの労災認定の取り組みは、地元で開かれた組合の二次診療に息子さんが相談に来られたことがきっかけだった。建設職人が退職後にじん肺・アスベスト関連疾患を発症しても、組合や建設国保から脱退している場合にはフォローが行き届かない。Aさんの事例を生かし、退職後のじん肺・アスベスト関連疾患の労災認定の取り組みにつなげていきたいと思う。



(東京労働安全衛生センター)

者証言大会』を開催した。サムスンの職業病問題をテーマに国会で初めて行われたこの日の証言大会には、被害者の家族と被害当事者が参加した。

証言に先立ちシム・サンジョン議員は、サムスンの職業病問題を国会の中で議論することになった背景を説明した。

彼女は「19代国会は、これまで国会では聞かれなかった経済民主化・財閥改革・福祉・正義・平和などの単語があふれている」。「サムスン白血病問題を解決することで、新しい大韓民国が始まるという信頼のために、証言大会を開催することになった」と話した。

被害者の家族と被害当事者は、きれいな産業というイメージの後に隠れたサムスン半導体工場の労働環境の危険性と、闘病の過程・労災申請の過程で体験したサムスンの対応のやり方などを一つひとつ告白した。この日、大会が開かれた国会議員会館セミナー室を一杯に埋めた放送カメラとフラッシュの前で、家族と被害者は時には涙を見せ、時には鬱憤を晴らした。

夫のファン・ミヌン氏を急性リンパ腺白血病で亡くしたチョン・エジョン氏は、サムスン半導体の工場で働いた自身の経験を話した。チョン氏は「半導体産業は先端産業だと美化されているが、実際にはいろいろな化学物質を使う化学産業」と話し、「こんな中で働く女性は、恥ずかしくて話をしないだけで、生理不順と流産・不妊はしょっちゅうあるこ

白血病・職業病被害者証言大会

韓国●サムスン被害者・家族国会で証言

■サムスン職業病被害者家族「労働者が死なないう、イ・ゴンヒ処罰を」/国会で『サムスン白血病・職業病被害者証言大会』開催

統合進歩党・シム・サンジョン議員室の主管で7月26日、国会議員会館新館セミナー室で行われたサムスン白血病・職業病被害者証言大会で被害者ハン・ヘ

ギョン氏の母・金シニョ氏が発言している間に涙を流している。

サムスン職業病被害者の家族は「労災認定よりも、サムスンを処罰してほしい」と言って声を荒げた。「サムスンは許したくても許せない会社」という糾弾も続いた。

シム・サンジョン統合進歩党議員は26日午前、国会議員会館で『サムスン白血病・職業病被害